



化管法の概要

NITE講座2024 化学物質管理 ～基礎と実務のための関連法規制について～
2024年12月12日(木) No.7

NITE 化学物質管理センター リスク管理課

目次

1. 化管法の概要と法改正
2. PRTR制度と届出について
3. SDS制度の概要
4. まとめ

目次

1. 化管法の概要と法改正
2. PRTR制度と届出について
3. SDS制度の概要
4. まとめ

日本の化学物質管理に関する法令

有害性		暴露	労働環境 (国内輸送)	消費者	環境経由	排出・スリック汚染	廃棄	危機管理
物理化学的 危険性			火薬類取締法 消防法 高圧ガス保安法				火薬類取締法 高圧ガス保安法	
人の健康への影響	急性毒性		毒劇法	農薬取締法 食品衛生法 薬機法 家庭用品品質表示法 家庭用品規制法 有害物質含有 建築基準法	農薬取締法 化学物質審査規制法(化審法) 化学物質排出把握管理促進法(化管法)	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	化学兵器禁止法
	長期毒性		労働安全衛生法 (安衛法) 農薬取締法					
生活環境(動植物を 含む)への影響						水銀汚染防止法		
オゾン層 破壊性					オゾン層 保護法 フロン排出抑制法			

NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

法律の内容にGHSIに関する記載があるもの

上述以外でNITE-CHRIPに掲載しているもの

一部のみ

化管法の概要

化管法⇒特定**化学物質**の環境への排出量の把握等及び**管理**の改善の促進に関する**法律**

■ 目的

事業者及び国民の理解のもとに、**PRTR制度**及び**SDS制度**を導入し、

- ◇ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、
- ◇ 環境の保全上の支障を未然に防止する

◆ **PRTR制度** (Pollutant Release and Transfer Register)

法により定められた有害なおそれのある化学物質について、環境への**排出量**及び、廃棄物等に含まれる**移動量**を、事業者が自ら把握して国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

排出量→大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分

移動量→下水道への移動、事業所の外への移動量（廃棄物）

◆ **SDS制度** (Safety Data Sheet)

事業者が化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際、その化学物質の性状や、取扱いに関する情報の提供を義務づける制度

法令の構成

化学物質排出把握管理促進法

第1章 総則

第2章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等 [→ [PRTR制度](#)]

第3章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等 [→ [SDS制度](#)]

第4章 雑則

第5章 罰則

附 則

○政令

化学物質排出把握管理促進法施行令

○省令

- ・化学物質排出把握管理促進法施行規則
- ・第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令
- ・指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令
(化管法SDS省令)

化管法の目的

目的（化管法第一条）

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR制度）並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS制度）等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

◆化管法の特徴

- (1) 国際的な動向を踏まえてできた制度であること
- (2) 幅広い化学物質を対象としていること
- (3) 国民の理解の増進
- (4) 事業者の自主的な管理の改善の促進
- (5) 環境行政を進めるための情報源

化学物質管理指針

化学物質管理指針（化管法第三条）

主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）を関係行政機関の長に協議した上で定めるものとしている。

◆化学物質管理指針

対象化学物質やそれを含む製品を取り扱う事業者がそれらを管理するときに留意すべき措置を示したもの

- (1) 管理の方法
- (2) 使用の合理化
- (3) 排出の状況に関する国民の理解の増進
- (4) 化学物質の性状及び取扱いに関する情報の活用

化管法における事業者の責務

事業者の責務（化管法第四条）

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるように努めなければならない。

事業者においては、指定化学物質の管理の改善に努め、その管理の状況についての説明会を開催すること等を通じて、自主的・積極的に国民に対する理解増進の取組（リスクコミュニケーション）を行うことが望まれる。

化管法の見直し内容（概要）

産構審制度WG報告書（令和元年度）、化学物質審議会答申（令和2年度）における提言に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令、施行規則の一部を改正。

1. 施行令の改正内容【令和3年10月20日公布令和5年4月1日施行】

第一種指定化学物質（PRTR制度及びSDS制度対象）及び第二種指定化学物質（SDS制度対象）の見直しを実施。

2. 施行規則の主な改正内容【令和4年3月31日公布】（※施行日の記載がない項目は同日施行）

(1) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更【施行日令和5年4月1日】

※令和6年度届出より適用

政令番号に代わり管理番号による届出、法人番号・メールアドレスの追加。

(2) 電子届出の届出期間の延長

令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を1か月間延長。

今年度までの措置のため、
今後は電子届出も6月末まで

(3) 特別要件施設において把握すべき事項の追加

水俣条約の担保措置として大防法で測定義務が課された水銀及びその化合物を特別要件施設（下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設）の届出対象に追加。

(4) 対応化学物質分類名の付与【令和5年4月1日施行】

第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するための別表改正。

化管法の見直し内容（概要）

- ・産構審制度WG報告書（令和元年度）における提言に基づき、化学物質管理指針を改正。
- ・デジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正。

3.化学物質管理指針の改正内容【令和4年11月4日公布・施行】

「事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること」と「災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること」を配慮すべき事項として追加。

- ・化学物質管理指針とは

法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者による自主的な取組に当たって留意すべき事項を示したもの。

- ・背景

近年の災害の発生状況等を受け、審議会とりまとめ（令和元年6月）において指定化学物質等取扱事業者と地方公共団体との連携や、災害による被害の防止に係る指定化学物質等取扱事業者の平時からの取組を一層促進させる必要がある旨が取りまとめられた。

4.SDS省令※の改正内容【令和4年3月31日公布・施行】

情報の提供方法等を見直し（メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できるものを提供方法に追加。）。

※指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

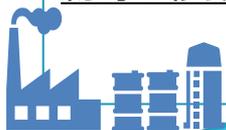
目次

1. 化管法の概要と法改正
2. PRTR制度と届出について
3. SDS制度の概要
4. まとめ

PRTR制度の体系

事業者

個別事業所ごと、対象物質ごとに化学物質の環境中への排出量と廃棄物等の移動量を把握



届出

令和5年度届出
32,209件

都道府県知事

管理状況に
対する評価

国民

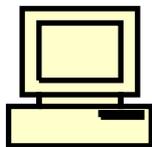
化学物質の排出、
管理状況に関する
国民の理解の増進



◎ 物質別、業種別、地域別等の
集計結果を公表
◎ 個別事業所データの公表

国

PRTR届出システムに
情報を入力



経済産業省及び環境省は

- 届出データの集計
- 届出対象外事業者からの排出量及び届出データ以外の排出源（家庭、農地、自動車等）からの排出量を推計
- 集計結果を公表するとともに、関係省庁及び都道府県へ通知



PRTR制度におけるNITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、
化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施

PRTR届出の流れ



nite

■ PRTR届出関連業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
 - ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
 - ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

■ 化管法の普及啓発活動

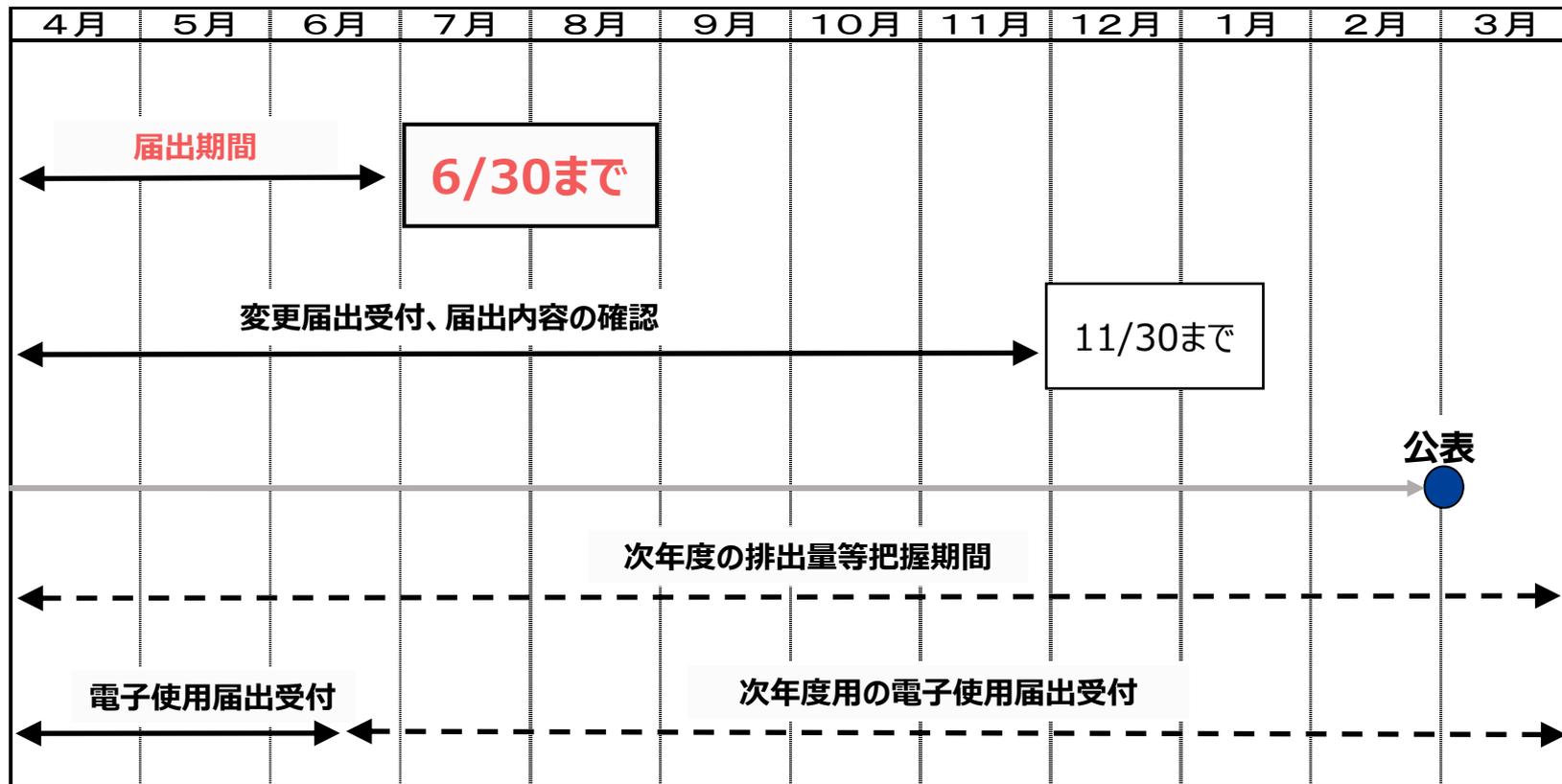
- * 問い合わせ対応
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・電子届出システム利用のためのサポート
- * 問い合わせ内容の整理
 - ・質問事項のとりまとめ

■ 化管法関連情報の収集解析

- * リスク評価
 - ・PRTRマップデータ（濃度マップ・排出量マップ）の提供
 - ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
 - ・地方自治体との連携によるリスク管理促進

PRTR制度の届出について

PRTR届出の年間スケジュール



PRTR制度の届出要件

前年度、①～③の要件**すべて**に該当する事業者は届出が必要

事業者
単位

- ① 業種：24業種（政令で指定している24業種）に該当する
- ② 事業者規模：常用雇用者数21人以上

事業所
単位

- ③ A 第一種指定化学物質の年間取扱量：1トン以上の事業所
（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）

または

- B 特別要件施設：特別要件施設を設置している事業所
（下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設、鉱山保安法により規定される建設物等施設）

対象業種

1	金属鉱業	4	電気業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業			
3	製造業	6	熱供給業	21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	
	a	食料品製造業	7			下水道業
	b	飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業	22	医療業
	c	繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)		
	d	衣服・その他の繊維製品製造業				
	e	木材・木製品製造業				
	f	家具・装備品製造業	10	石油卸売業	23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	g	パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)		
	h	出版・印刷・同関連産業				
	i	化学工業				
	j	石油製品・石炭製品製造業				
	k	プラスチック製品製造業				
	l	ゴム製品製造業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)	24	自然科学研究所
	m	なめし革・同製品・毛皮製造業				
	n	窯業・土石製品製造業				
	o	鉄鋼業	13	燃料小売業		
	p	非鉄金属製造業				
	q	金属製品製造業	14	洗濯業		
	r	一般機械器具製造業	15	写真業		
	s	電気機械器具製造業	16	自動車整備業		
t	輸送用機械器具製造業	17	機械修理業			
u	精密機械器具製造業	18	商品検査業			
v	武器製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)			
w	その他の製造業					

※業種分類は日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠しています。

例外的に把握をしなくてもよい製品

年間取扱量や排出量等を把握する際に対象となる製品の要件は、対象化学物質を一定割合以上含有する製品です。

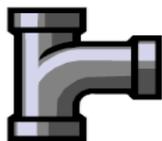
しかし、事業者負担等を考慮し以下の製品は例外的に把握の対象外としています。

含有率が
少ないもの



指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品

固形物



事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状又は粉状にならない製品
例：管、板、組立部品等

密閉された状態で
使用される
製品



例：コンデンサー、乾電池等

一般消費者 再生資源
用の製品



例：家庭用殺虫剤、防虫剤、家庭用洗浄剤



例：空き缶、金属くず等

PRTR届出対象化学物質

届出対象物質

・第一種指定化学物質：515物質

・特定第一種指定化学物質：23物質

第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

・第二種指定化学物質：134物質

有害性（ハザード）とばく露性に着目して選定

有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露性

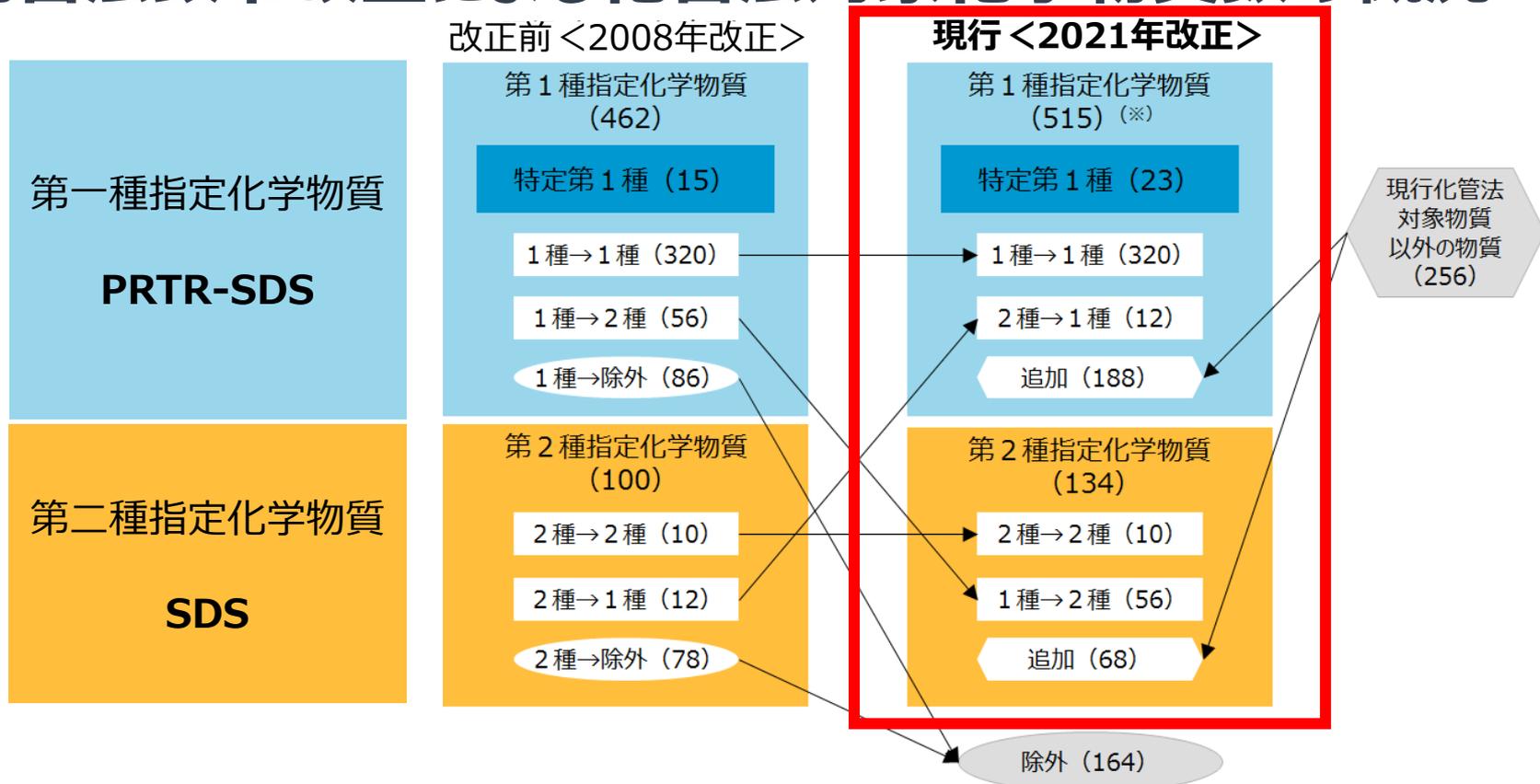
第一種指定化学物質

- ▶ 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- ▶ 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- ▶ 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- ▶ 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- ▶ 環境保全施策上必要な物質

第二種指定化学物質

- ▶ 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域で検出
- ▶ 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上（PRTRデータあり）
- ▶ 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

化管法政令改正による化管法対象化学物質数の概況



※構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

化管法対象化学物質の確認方法

■ 管理番号リスト（新旧対照表）

全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

（一部抜粋）

変遷等	欠番	●：除外される物質、●（統合等、理由及び新たな管理番号）：統合、範囲拡大等、新たに管理番号が付与される物質
記号説明	種変更・追加	▲：2008第1種→2021第2種、■：2008第2種→2021第1種、□：特定1種追加
（掲載順に記載）	範囲変更	★：現行指定物質の統合、範囲拡大、分離等による新規物質
	新規追加	○：新規追加物質（制定時物質復活（一部範囲拡大）含む）
	名称変更	◇：名称変更（指定範囲変更なし：ノルマル削除、ウレア→尿素変更、炭化水素鎖表記の統一化）

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正				変遷等					
				元素等に換算する化学物質	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●			1-001	●			1-001					
2	アクリルアミド		4		●			1-003	●			1-002					
3	アクリル酸エチル		4		●			1-004	●			1-003					
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●			1-006	●			1-004					
5	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル		4		●			1-007	●			1-005					
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		4				●	2-001	●			1-006		▲			
7	アクリル酸ブチル		4		●			1-009	●			1-007					◇（ノルマル削除）
8	アクリル酸メチル		4		●			1-010	●			1-008					
9	アクリロニトリル		4		●			1-011	●			1-009					
10	アクロレイン		3		●			1-012	●			1-010					
11	アジ化ナトリウム		1						●			1-011		●			
12	アセトアルデヒド		3		●	●		1-017	●			1-012		□			
13	アセトニトリル		4						●			1-013		●			

PRTR制度
対象物質

化管法対象化学物質の確認方法

同じ物質であっても、統合・分離した物質があります。

また、名称が変わっている物質があります

・統合した物質

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		6		★			1-342	●			1-296	● (統合691)				
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		6		★			1-342	●			1-297	● (統合691)				
691	トリメチルベンゼン		6		●			1-342	●			1-296、1-297、新規			★ (範囲拡大)	○	

・名称が変わった物質

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
7	アクリル酸ブチル		4		●			1-009	●			1-007					◇ (ノルマル削除)
74	パラ-アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		8		●			1-043	●			1-074					◇ (炭化水素鎖表記の統一化)
124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素	クミロン	9		●			1-148	●			1-124					◇ (ウレア→尿素)

化管法対象化学物質の確認方法

■ 指定化学物質リスト（種別、政令番号順）

- ・第一種指定化学物質

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

- ・第二種指定化学物質

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf

■ 代表的なCAS登録番号入りリスト

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_LIST.xlsx

- ・対象物質に含まれることを確認済みのCAS登録番号

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_ALL_LIST.xlsx

■ 英語版のリスト

NITE-CHRIP（英語版）にて、参考情報として掲載。

<https://www.chem->

[info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002](https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002)

亜鉛の水溶性化合物等、複数の物質が含まれている場合のCAS登録番号は本リストを参照ください。

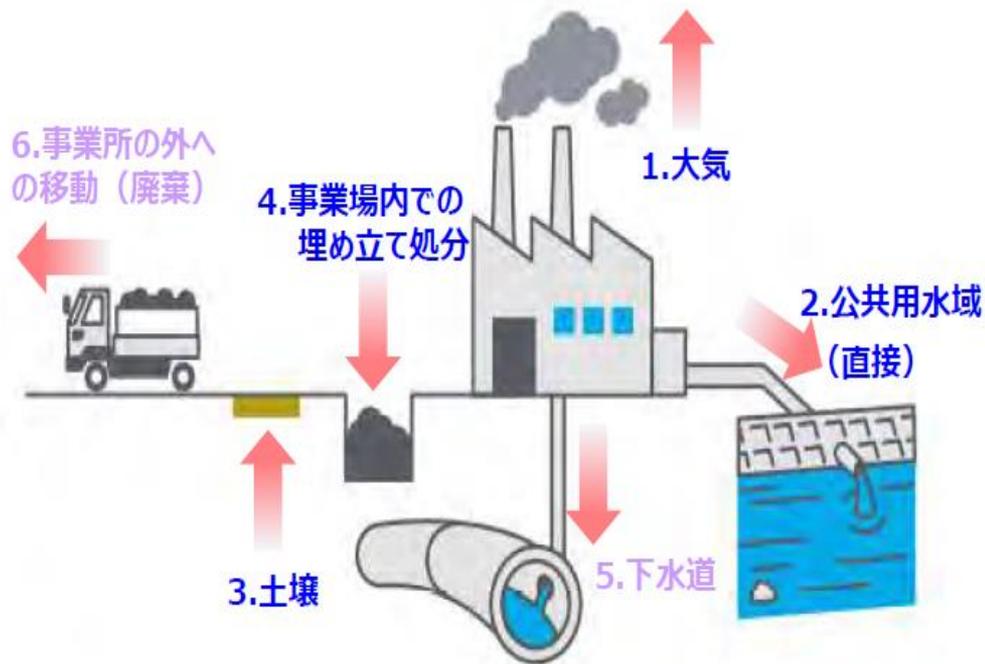
排出量・移動量の区分

排出量

1. 大気への排出
2. 公共用水域への排出
3. 当該事業所における土壌への排出
(埋立処分によるものを除く)
4. 当該事業所における埋立処分

移動量

5. 下水道への移動
6. 当該事業所の外への移動
(⑤によるものを除く)



排出量・移動量の算出・把握方法の例

1. 物質収支による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間取扱量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{製造品としての搬出量} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{他の排出量・移動量} \\ \hline \end{array}$$

2. 実測による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{排ガス、排水} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物中の対象物質濃度} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間の排ガス量、排水量} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物量} \\ \hline \end{array}$$

3. 排出係数による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{排出係数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間取扱量} \\ \hline \end{array}$$

4. 物性値を用いた計算による方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{排出量} \\ \text{または移動量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{物性値を用いた計算による} \\ \text{排ガス、排水} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物中の対象物質濃度} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{年間の排ガス量、排水量} \\ \text{または} \\ \text{廃棄物量} \\ \hline \end{array}$$

5. 上記の方法以外に、より精度よく算出できるとされる経験値等を用いた方法

出典：経済産業省、環境省「PRTR排出量等算出マニュアル」第5.1版 第I部 基本編

PRTR排出量等算出マニュアル (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTarmunyuuru_r6.html)

届出事項（法第5条第2項、施行規則第6条）

■ 事業所毎の届出事項

- ・事業者の名称
- ・**法人番号**
- ・事業所の名称
- ・事業所の所在地
- ・事業所において常時使用される従業員の数
- ・事業所において行われている事業が属する業種
- ・**電子メールアドレス**

省令改正により追加

■ 法人番号

国税庁の法人番号公表サイト

（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で
調べて出てくる13桁の番号を記載

■ 担当者の電子メールアドレス

NITEからの連絡を受け取るために必要です

様式第1（第5条関係）
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 (ふりがな) 住 所 干
(ふりがな) 氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所 <small>(ふりがな)</small>	事業者の名称			
	法人番号			
	事業所の名称			
	前回の届出における名称			
事業所の所在地 <small>(ふりがな)</small>	〒	—	都道府県	市区町村
事業所において常時使用される従業員の数		人		
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	業 種 名	業種コード	
	従たる事業			
第一種指定化学物質の排出量及び移動量			別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）			1. 有 2. 無	
担当者 <small>(問い合わせ先)</small>	部 署			
	氏 名			
	電話番号			
	電子メールアドレス			
※受理日	年 月 日	※整理番号		

届出事項（法第5条第2項、施行規則第6条）

■ 第一種指定化学物質ごとの届出事項（別紙）

【化学物質の情報】

- ・第一種指定化学物質の名称
- ・第一種指定化学物質の**管理番号**

【排出量】

- ・大気への排出
- ・公共水域への排出
- ・当該事業所における土壌への排出
（当該事業所における埋立処分を除く。）
- ・当該事業所における埋立処分

【移動量】

- ・下水道への移動
- ・当該事業所の外への移動
（下水道への移動を除く。）

省令改正により追加

- 管理番号の導入

別紙番号		第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量										
第一種指定化学物質の名称												
第一種指定化学物質の管理番号										単位 kg mg-TEQ(びい材シ類の場合)		
排出量	イ 大気への排出											
	ロ 公共用水域への排出											排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)											
	ニ 当該事業所における埋立処分											埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動											移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)											
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・熔融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分										
		廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他										
※整理番号												

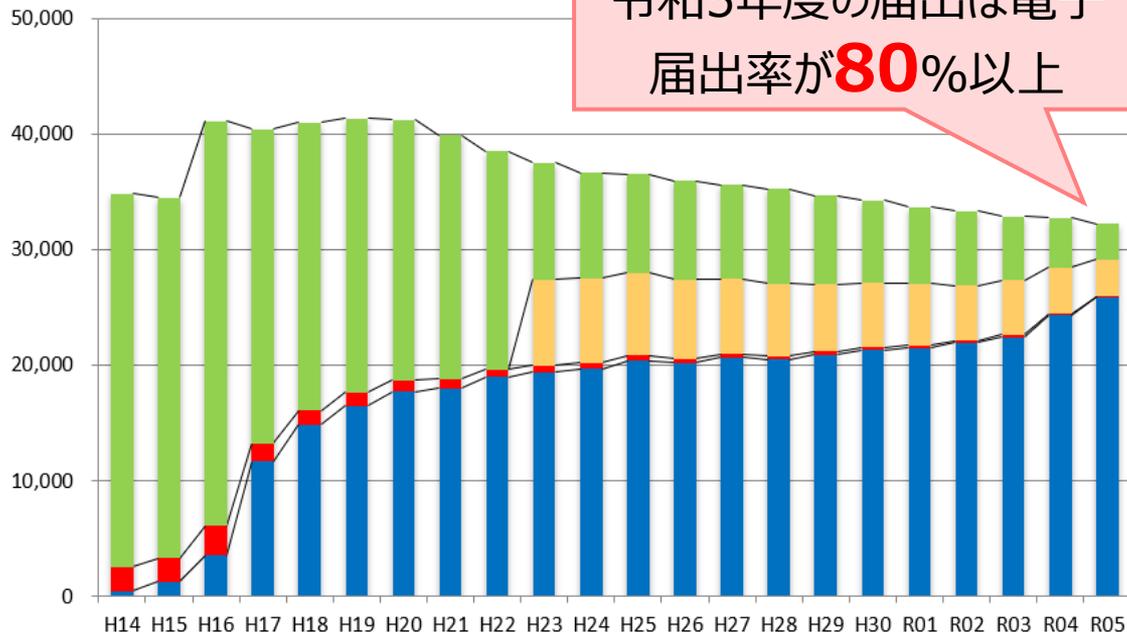
管理番号

- ・ 1 指定化学物質に対応する固有の 1 番号のこと。
⇒欠番があっても番号が繰り上げられず、番号が変わることがない。
- ・ 管理番号は改正前の政令番号を基本として改正前の第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、新たに追加された第一種指定化学物質、第二種指定化学物質の順に番号を付与。
(462番までは見直し前の政令番号と同一)

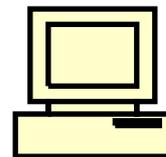
管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●			1-001	●			1-001					
2	アクリルアミド		4		●			1-003	●			1-002					
3	アクリル酸エチル		4		●			1-004	●			1-003					
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●			1-006	●			1-004					
5	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル		4		●			1-007	●			1-005					
6	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル		4				●	2-001	●			1-006	▲				
7	アクリル酸ブチル		4		●			1-009	●			1-007					◇ (ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		4		●			1-010	●			1-008					
9	アクリロニトリル		4		●			1-011	●			1-009					
10	アクロレイン		3		●			1-012	●			1-010					
11	アジ化ナトリウム		1						●			1-011	●				
12	アセトアルデヒド		3		●	●		1-017	●			1-012		□			
13	アセトニトリル		4						●			1-013	●				

届出媒体

■ 電子届 ■ 磁気ディスク ■ 書面(QRコード有) ■ 書面(QRコード無)



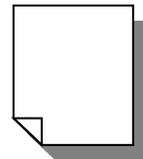
電子届出



PRTR届出システムを用いて届出する方法

- 法改正による様式変更や物質の変遷に対応！
- システム内にAIチャットボットを設け、不明点をすぐに解決可能！

書面届出



磁気届出



公表データ

化管法第9条に基づき、経済産業省と環境省は、**届出対象からの排出量等データ**（個別事業所データ）と、**届出対象外からの排出量データ**（届出外推計データ）を合わせて公表しています。

対象業種	非対象業種	家庭
<p>届出対象</p>	<p>届出対象外 （届出要件を満たさない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業等 ・飲食業等 ・漁業等 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品 ・防虫剤 ・たばこの煙 <p>など</p>
<p>移動体（自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道、航空機）に伴う排出</p>		

PRTR制度に基づく届出以外の排出量（届出外推計データ）は国が推計しています。

○参考
 経済産業省
 ⇒https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/r4/kohyo/todokedegaisanshutudata.html
 環境省
 ⇒https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegai_siryu.html

公表データ

個別事業所データと届出外推計データを合わせたデータは、経済産業省と環境省のホームページに公表されます。

経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/r4kohyo/shukeikekka.html

環境省：<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/gaiyo.html>

また、個別事業所データはPRTRけんさくんで確認することが可能です。

届出排出量・移動量の 対象化学物質別集計結果

1. 排出・移動先の対象化学物質別集計結果

- ・全国（全業種）
- ・都道府県別（全業種）
- ・全国（業種別）
- ・都道府県別（業種別）

2. 従業員数区分別の集計

- ・全国（業種別）
- ・都道府県別（業種別）

届出外排出量の推計値の 対象化学物質別集計結果

3. 算出事項（対象業種・非対象業種・家庭・ 移動体）別の集計

- ・全国
- ・都道府県別

4. 移動体の区分（自動車・二輪車・特殊自動 車・船舶・鉄道車両航空機）別の集計

- ・全国
- ・都道府県別

PRTRけんさく

PRTRけんさく

個別事業所のPRTRデータ（届出排出量・移動量）を閲覧・集計・比較・印刷・ファイル出力を行うためのアプリケーション。経済産業省のHPよりダウンロード可能。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html

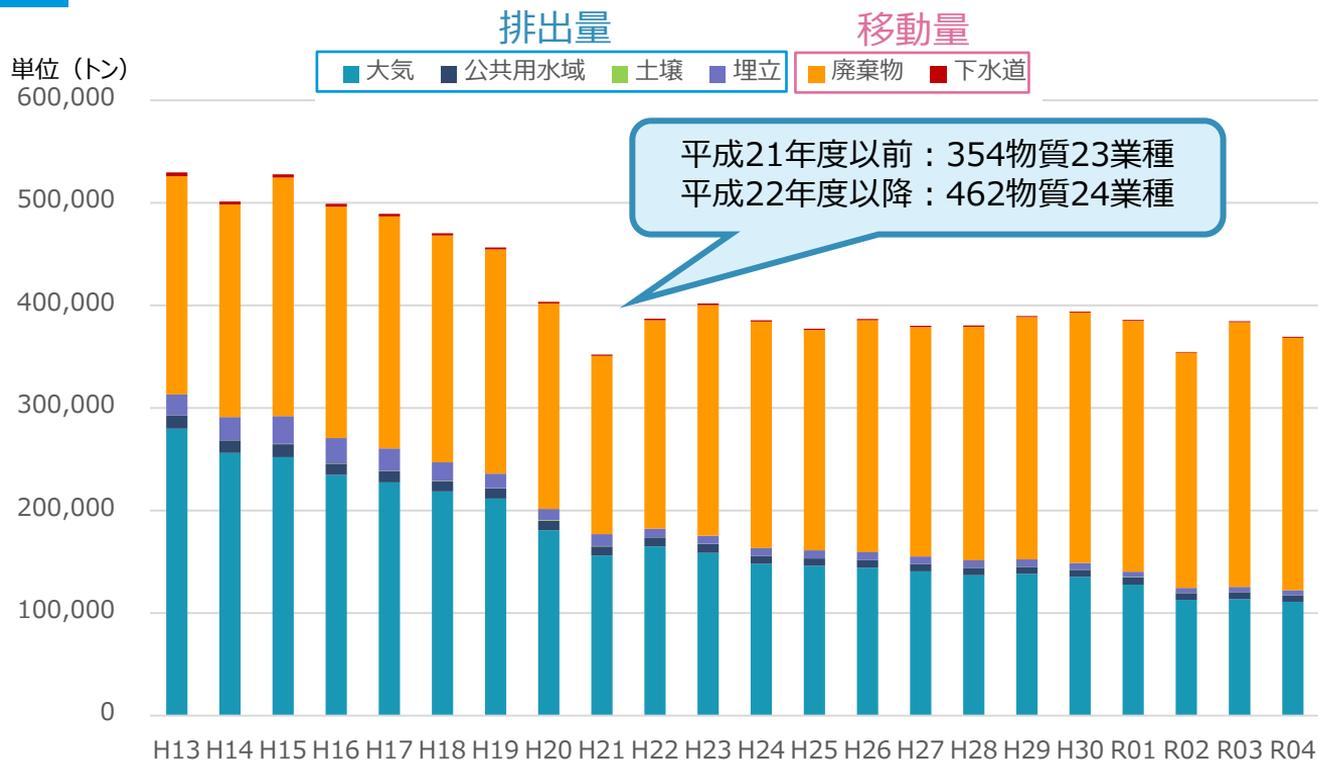
データの検索・抽出機能

データの集計機能

例：2000年度全国の届出排出量・移動量の集計結果



PRTR届出の排出量・移動量の経年推移



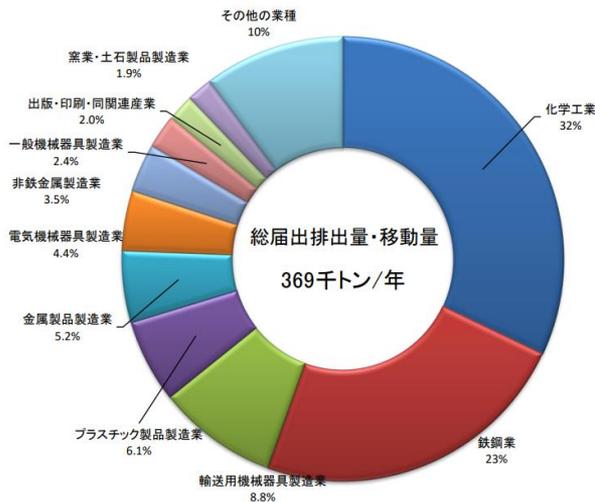
令和4年度の排出量・移動量 ※令和5年度届出

- 排出量：122千トン
(前年度から2.5%減少)
- 移動量：247千トン
(前年度から4.7%減少)
- 排出量と移動量の合計：369千トン
(前年度から4.0%減少)

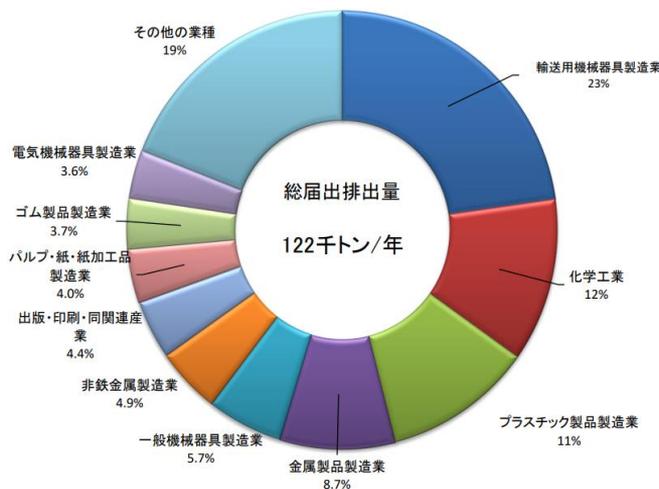
PRTR届出の排出量・移動量（業種別）

令和4年度の排出量・移動量※令和5年度届出

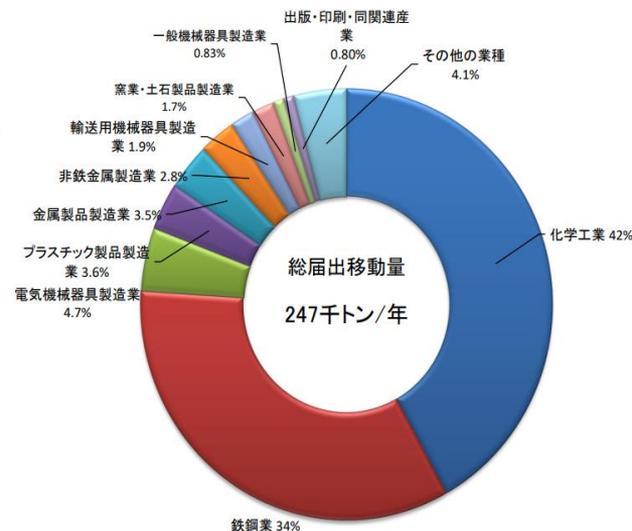
合計



排出量



移動量



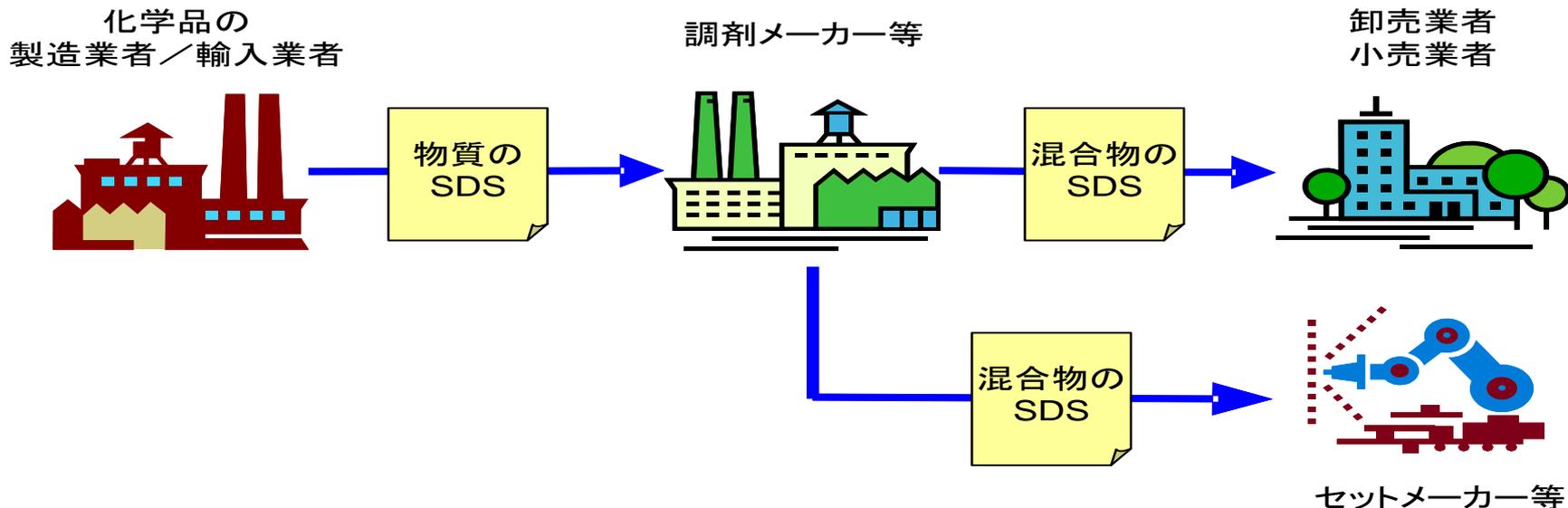
目次

1. 化管法の概要と法改正
2. PRTR制度と届出について
- 3. SDS制度の概要**
4. まとめ

SDS制度の体系

特定の化学物質やそれを含む製品を他の事業者へ譲渡する際に、その物質の特性や取り扱い方法に関する情報を記載したSDS(安全データシート)を提供することが義務付けられるとともに、情報のラベル表示に努めることを求める制度。

* GHSに準拠した情報伝達方法は、JIS(日本産業規格)に規定されています。



SDS制度の概要

■ 化管法における対象化学物質

第一種指定化学物質：515物質

第二種指定化学物質：134物質

※安衛法SDS、毒劇法SDSについては厚生労働省にお問い合わせください。

■ 要件

指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に譲渡する場合

SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

NITE-Gmiccs

(GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム invented by METI)

JIS Z 7252 (※) 又は国連GHS文書改訂6版に準拠した混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力、SDSの作成支援を行うシステム。

※国連GHS文書改訂6版に準拠しているが、選択可能方式により、国連GHS文書改訂6版で規定される分類区分の一部を採用しない等、異なる部分がある。

- 政府によるGHS分類結果 (約3,400物質) を収載。
- 人健康/環境有害性が分類の対象。
(物理化学的危険性については一部を除き分類不可。)

NITEHP : NITE-Gmiccs <https://www.ghs.nite.go.jp>

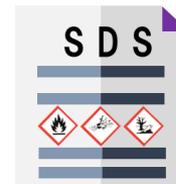
NITE-Gmiccs



混合物
GHS分類結果



混合物
SDS様式



混合物
GHSラベル



目次

1. 化管法の概要と法改正
2. PRTR制度と届出について
3. SDS制度の概要
4. **まとめ**

まとめ

■ 化管法とは

事業者による化学物質の自主管理の促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する事が目的。
令和3年度に対象物質や届出様式の見直しが行われました。

- ・**PRTR制度**：有害なおそれのある化学物質について排出量、移動量を事業者が把握し、国に届出、国が集計・公表を行う制度
- ・**SDS制度**：化学物質を提供する際に、その化学物質の性状や取扱情報を提供することを義務づける制度

■ 届出要件

PRTR制度における届出には、業種や事業者規模、化管法対象物質の年間取扱量等の要件があります。
届出要件について不明点がある場合は下記までご連絡ください。

○NITE化学物質管理センターリスク管理課 PRTRサポートセンター メール：support_prtr@nite.go.jp
電話：03-5465-1681（平日9時～17時）

■ 公表データ

経済産業省と環境省から、届出対象からの排出量等データと、届出対象外からの排出量データ及び、その2つを合わせたデータが公表されます。排出量の総量は平成21年度からほぼ横ばいの傾向にあります。

ご清聴ありがとうございました！